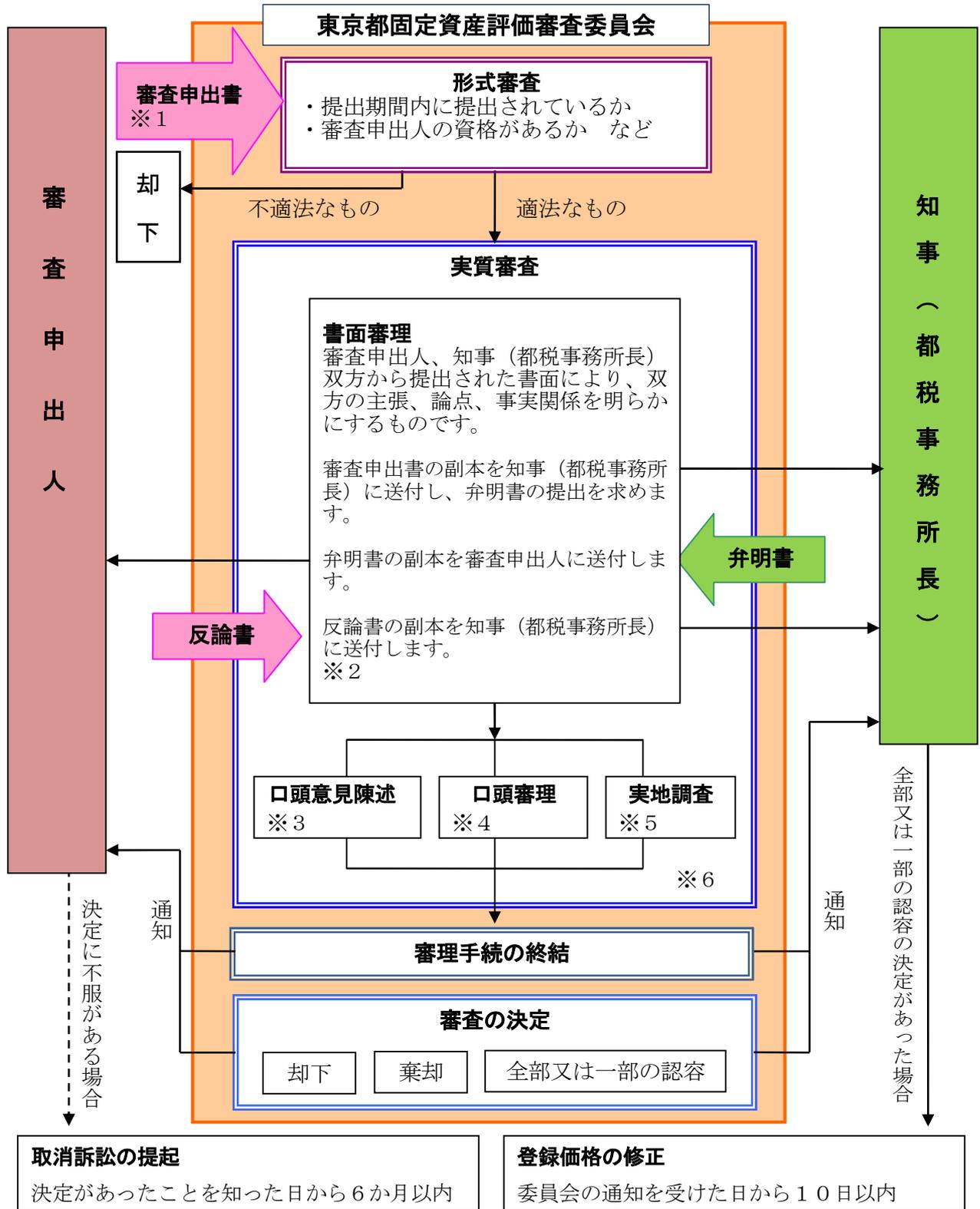


# 審査の申出の流れ



- ※1 審査の申出に係る固定資産が所在する区を管轄する都税事務所を経由して提出することもできます。
- ※2 更に再弁明書・再反論書の提出がある場合、上記の書面のやりとりが繰り返されます。
- ※3 審査申出人が、審査申出書等の書面では十分にその意を尽くせない点の補完等のため、委員会に対して口頭で意見を述べる制度です。
- ※4 審査申出人及び知事（都税事務所長）の出席及び証言を求め、公開で、双方の質疑応答を通じて論点を整理する制度です。委員会が審査のために必要があると判断した場合には行います。
- ※5 委員会が必要があると判断した場合には行います。
- ※6 ①審査申出人その他関係者は、委員会の審査の議事等に関する記録の閲覧を請求することができます（無料）。  
②審理手続が終結するまでの間、委員会に対し、審査申出人は、審査申出人、知事（都税事務所長）等の提出書類等の閲覧及び写しの交付を請求することができます（閲覧は無料。写しの交付は所定の手数料を納付する必要があります。）。